

2023年度版

J A 木更津市の概要
(ディスクロージャー誌)

木更津市農業協同組合

はじめに

日頃、皆さんには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A木更津市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌2023年度版を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年4月 木更津市農業協同組合

プロフィール

◇名称	木更津市農業協同組合
◇設立	昭和38年6月17日
◇本店所在地	木更津市長須賀382番地
◇代表理事組合長	石渡 肇
◇出資金	23億円（令和4年12月31日現在）
◇総資産	897億円（令和4年12月31日現在）
◇単体自己資本比率	12.82%（令和4年12月31日現在）
◇組合員数	8,568人（令和4年12月31日現在） 〔正組合員4,069人・准組合員4,499人〕
◇役員数	21人〔理事16人・監事5人〕（令和4年12月31日現在）
◇職員数	133人（令和4年12月31日現在）
◇事業所	本店1 支店4 経済センター2 農機センター2 ガソリンスタンド1 他

◎本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。また、農協法第37条の2の規程に基づき、当組合の計算書類、すなわち貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および注記表ならびにその附属明細書については、みのり監査法人の監査を受けております。

◎記載の金額は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

目 次

1. あいさつ・経営方針	1
2. 経営管理体制	2
3. 事業の概況（令和4年度）	2
4. 農業振興活動	3
5. 地域貢献情報	4
6. リスク管理の状況	8
7. 自己資本の状況	12
8. 主な事業の内容	13

【経営資料】

I 決算の状況	
1. 貸借対照表	18
2. 損益計算書	19
3. キャッシュ・フロー計算書	20
4. 注記表	21
5. 剰余金処分計算書	40
6. 部門別損益計算書	42
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	44
8. 会計監査人の監査	44
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	45
2. 利益総括表	45
3. 資金運用収支の内訳	46
4. 受取・支払利息の増減額	46
III 事業の概況	
1. 信用事業	
(1) 賦金に関する指標	47
① 科目別賦金平均残高	47
② 定期賦金残高	47
(2) 貸出金等に関する指標	47
① 科目別貸出金平均残高	47
② 貸出金の金利条件別内訳残高	48
③ 貸出金の担保別内訳残高	48
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	48
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	48
⑥ 貸出金の業種別残高	49
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	49
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	51
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	52
⑪ 貸出金償却の額	52
(3) 内国為替取扱実績	52
(4) 有価証券に関する指標	53
① 種類別有価証券平均残高	53
② 商品有価証券種類別平均残高	53
③ 有価証券残存期間別残高	53
(5) 有価証券等の時価情報等	54
① 有価証券の時価情報	54
② 金銭の信託の時価情報	55
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
	56

目 次

2. 共済取扱実績	57
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	57
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	57
(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高	58
(4) 年金共済の年金保有高	58
(5) 短期共済新契約高	58
3. 農業関連事業取扱実績	59
(1) 買取購買品(生産資材)取扱実績	59
(2) 受託販売品取扱実績	59
(3) 保管事業取扱実績	60
4. 生活その他事業取扱実績	60
(1) 買取購買品(生活物資)取扱実績	60
(2) その他の事業取扱実績	60
5. 指導事業	61
6. 特別会計	61
IV 経営諸指標	
1. 利益率	62
2. 賯貸率・賃証率	62
3. 職員1人当たり指標	62
4. 1店舗当たり指標	62
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	63
2. 自己資本の充実度に関する事項	65
3. 信用リスクに関する事項	67
4. 信用リスク削減手法に関する事項	71
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	73
6. 証券化エクスポートジャーマンに関する事項	73
7. 出資その他これに類するエクスポートジャーマンに関する事項	73
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーマンに関する事項	74
9. 金利リスクに関する事項	75
【役員等の報酬体系】	
1. 役員	78
2. 職員等	79
3. その他	79
【JAの概要】	
1. 機構図	80
2. 役員構成(役員一覧)	81
3. 会計監査人の名称	81
4. 組合員数	81
5. 組合員組織の状況	82
6. 特定信用事業代理業者の状況	82
7. 地区一覧	82
8. 沿革・あゆみ	83
9. 店舗等のご案内	86
法定開示項目掲載ページ一覧	87

1. あいさつ・経営方針

昨年は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響やロシアのウクライナ侵攻等によるエネルギー価格の上昇、円安の進行などによる農業生産資材の高騰によって農業者にも多大な影響を及ぼしました。

当組合では、土壤診断の案内をはじめ、化成肥料の銘柄集約による肥料コスト低減への取り組み、木更津市への「農業用生産資材及び飼料・燃油等価格高騰に関する緊急要望書」の提出、また木更津市農林漁業者総合緊急対策支援金給付申請や肥料価格高騰対策事業の開催及び支援金給付申請手続きなど、農業者への対応に全力で取り組んでまいりました。

一方、各種イベントや会合につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止・縮小を余儀なくされ、事業活動の展開が大きく影響を受けました。現在も感染拡大が続き予断を許さない状況が続いておりますが、一日も早い収束が望されます。

農業・農協を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足による耕作面積の減少、コロナ禍による農産物供給量の減少や主食用米需要の落ち込み、さらには農業生産資材や燃油価格の高騰など、ますます厳しさを増しております。こうした環境変化の中で持続可能な農業・地域・事業・経営基盤の実現に向けて、地域に根ざした協同組合としてあり続けるために、継続的かつ着実な実践を行っていくことが求められています。

本市においては、まちづくりの進展や交通アクセスの利便性向上などにより、人口・世帯数ともに増加し、地域経済はさらに変化して行くことが予想されます。

当組合では、令和4年度より新たにコンテナ出荷の拡大によるコスト低減、規格外品の販売強化、大型規格農薬の取引拡大、銘柄集約肥料の取引拡大に取り組むとともに木更津市へ市農業施策の充実強化と農業振興予算確保のための農業施策に関する要望書の提出など「農業者の所得増大」及び「農業生産の拡大」に向けて取り組みました。また、木更津市・木更津市農業委員会との共催による「令和4年度『木更津産米』食味分析コンクール」の開催や組合員の農業生産活動支援のため、JA木更津市農業無料職業紹介所の開設など「地域の活性化」にも取り組みました。

昨年度の主な事業活動の成果につきましては、経済事業では販売事業取扱高5億6千4百万円、購買事業供給・取扱高9億2千1百万円、農業生活関連事業収益4億1千5百万円となりました。信用事業では貯金残高は836億7百万円、貸出金残高は66億3千万円、共済事業では、長期共済新契約が159億3千万円、期末長期共済保有高2,170億円となりました。

財務基盤の強化につきましては、3か年計画に基づく増資運動に取り組んだ結果、8千9百万円を超える出資払込みをいただき、出資金残高は23億4百万円となりました。収支につきましては、当期剰余金は2千9百万円、自己資本比率は12.82%、固定比率は456.0%となりました。今後も期間利益の確保と財務基盤の強化を図り、経営の健全化をより一層進めてまいります。

本年度は新たな中期3か年計画の2年目として、JAグループ千葉の共通テーマである「持続可能な農業・地域・事業・経営基盤の実現に向けて、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合であり続けるために」のもと、「不断の自己改革」の実践を支えていくための経営基盤の強化と構築に向けた取り組みを展開してまいりますので、組合員のみなさまにはなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

木更津市農業協同組合
代表理事組合長 石渡 肇

2. 経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況（令和4年度）

昨年は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や農業生産資材の高騰によって農業者にも多大な影響を及ぼしました。当組合においても各種イベントや会合の中止・縮小を余儀なくされ、事業活動において大きな制限を受けたものの、木更津市への「農業用生産資材及び飼料・燃油等価格高騰に関する緊急要望書」の提出や、木更津市農林漁業者総合緊急対策支援金給付申請や肥料価格高騰対策事業の開催及び支援金給付申請手続きなどに取り組んでまいりました。

経営面においては、新たに設定した中期3か年計画の初年度として、経営の健全化と財務・組織基盤の強化に取り組みました。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

営農指導事業については、担い手支援をはじめ、圃場巡回、米の食味値・味度値の分析や土壌診断などの取り組みを通じて「地域農業の振興」に取り組みました。

販売事業については、市場出荷・契約販売・直売などの多元販売による販売力強化、木更津ブランド米の確立と生産者手取りの最大化、集荷拡大、近隣JAとの連携出荷体制の構築による物流コスト削減対策などに取り組み、販売事業の実績は5億6千4百万円となりました。

購買事業については、肥料農薬の予約購買や銘柄集約肥料の取引拡大、木更津ブランド米の供給量の拡大と市内小中学校への給食用米の供給の他、機関誌（ほなみ）等を活用した情報提供と訪問活動を展開し購買事業供給・取扱高は9億2千1百万円の実績となりました。

農業生活関連事業では、迅速かつ正確な農機具・自動車の整備対応、春・秋の農繁期対応、車検キャンペーン・愛車点検感謝デーの実施による車検台数の獲得に取り組みました。また、利用者の意向に沿った葬儀対応や不動産関連事業を展開し、農業生活関連事業収益は4億1千5百万円の実績となりました。

信用事業については、組合員・利用者の世帯での取引強化と安全で便利なJAバンク機能の周知と取引拡大に努めました。また、取り組みを強化している貸出金については、保証機関を活用した農業関連資金・住宅関連資金を中心に積極的な対応に努めました。その結果、貯金残高は836億7百万円、貸出金は17億2百万円の新規貸出を実行し貸出金残高は66億3千万円となりました。その他では組合員を対象とした弁護士・税理士・社会保険労務士などによる無料相談会（法律・税務・年金・資産運用など）の実施や所得税の確定申告記帳相談、青色申告記帳相談などを実施し、必要とされる金融機関として業務運営に取り組みました。

共済事業については、組合員・利用者1人ひとりに寄り添った活動を展開するとともに「ひと・いえ・くるま・農業」のバランスのとれた総合保障の提供や保障点検訪問活動を展開し、その結果、長期共済159億3千万円、年金共済年金額4千1百万円、自動車共済3,540件の新契約をいただきました。また、満期や保障で27億3千7百万円の共済金をお支払いすることができました。

4. 農業振興活動

◇農業関係の持続的な取り組み

令和4年度より新たにコンテナ出荷の拡大によるコスト低減、規格外品の販売強化、大型規格農薬の取引拡大、銘柄集約肥料の拡大に取り組むとともに木更津市へ市農業施策の充実強化と農業振興予算確保のための農業施策に関する要望書の提出など「農業者の所得増大」及び「農業生産の拡大」に向けて取り組みました。また、木更津市・木更津市農業委員会との共催による「令和4年度『木更津産米』食味分析コンクール」の開催や組合員の農業生産活動支援のため、JA木更津市農業無料職業紹介所の開設など「地域の活性化」にも取り組みました。

◇地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況を含む）

①農業者等の経営支援に関する取組み方針

当JAは、「信頼度が地域で一番」「信頼度が日本で一番」をモットーに、農業者をはじめ地域の皆様に利用される総合事業体として営農・生活事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉等も視野に入れた事業活動を行っています。

②農業者等の経営支援に関する態勢整備

営農推進課に営農指導員を配置するとともに、君津農業事務所等とも連携して、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談・指導を行っています。

③農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

農業者の多様なニーズに応えていくため、農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施するとともに、各種プロパー農業資金に対応し、また、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて農業者の農業経営と生活をサポートしています。

④担い手の経営のライフステージに応じた支援

農業者や農業後継者として新規就農者および定年退職後の新規就農者、帰農者等を対象に各種品目の栽培講習会を開催するとともに、新規就農資金等、それぞれの段階に応じた融資制度を設定し経営と生活をサポートしています。

⑤農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業経営を行っています。また、農業への理解を促進するため、家庭菜園に対する栽培講習会の実施、学童、学校農園へのアドバイス・体験農業への支援や市内小・中学校給食への地元木更津産米を供給し食育推進運動に取り組んでいます。

5. 地域貢献情報

◇社会貢献活動（社会的責任）

近年、政治・経済・社会は大きく変化し、人々の暮らしに様々な影響をもたらしている。と同時に地球や人類にとって深刻な問題が想定され、この発生原因が現代の社会経済のしくみと大きくかかわっています。

こうしたしづみの改善を企業や政府などだけに期待するのではなく、一人ひとりの自覚の基で行動し、人々が意識的に協同することにより自分達の手で新たな暮らし方、新たな社会のしづみを創造する動きも生まれています。

これら共通の思いを持った人々が単なる金儲けのためではなく、暮らしそのものを良くするために自主的かつ民主的に運営する組織として『協同組合』があり、時代背景と人々の動きの中で協同組合に対する期待が一段と高まり、果たすべき役割も重要なになってきています。

◇地域貢献情報

(1)全般に関する事項

①協同組織の特性

当組合は、木更津市一円を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となり、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、農業はもとより地域の発展と活性化に資することを目的とする地域経済・金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員のみなさま等からお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としており、資金を必要とする組合員のみなさまや、地域公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

②組合員の数

(単位：人、団体)

資 格 区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
正 組 合 員	4, 165	4, 069	△96
	個 人	4, 153	△97
	法 人	12	1
准 組 合 員	4, 459	4, 499	40
	個 人	4, 440	40
	法 人	19	—
合 計	8, 624	8, 568	△56

③出資金の額

(単位：千円)

資格区分	令和3年度	令和4年度	増減
正組合員	1,432,214	1,410,142	△22,072
准組合員	845,687	876,001	30,314
処分未済持分	17,304	18,207	903
合計	2,295,205	2,304,350	9,145

(2)地域からの資金調達の状況

①貯金残高

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	増減
当座性貯金	41,459	43,232	1,773
定期性貯金	41,891	40,374	△1,516
うち定期積金	683	582	△101
合計	83,350	83,607	256

②貯金商品

区分	商品
当座性貯金	普通貯金・当座貯金・総合口座・貯蓄貯金 納税準備貯金
定期性貯金	スーパー定期貯金・大口定期貯金・変動金利定期貯金 期日指定定期貯金
その他の貯金	定期積金

(3)地域への資金供給の状況

①貸出金残高

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	増減
組合員	4,842	6,066	1,224
地方公共団体等	—	—	—
その他	565	564	△1
合計	5,407	6,630	1,223

②制度融資取扱い状況

区分	制度の概要等
農業近代化資金	農業経営の展開を図るために必要な農業用施設・農機具等の取得に必要な資金を長期低利でご融資します。
農業改良資金	自らの創意工夫で農業経営を発展させるための最新技術・新規作物の導入等、新たなチャレンジに必要な資金を無利子でご融資します。
青年等就農資金	新たに就農しようとする方に、機械の購入・施設の設置等に必要な資金を無利子でご融資します。
農業経営負担軽減支援資金	営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借換え資金です。

③主な融資商品

区分	種類
短期資金	手形貸付
農業資金	農機ハウスローン・アグリマイティー資金・農業近代化資金
住宅資金	住宅ローン・リフォームローン
事業資金	賃貸住宅事業資金・農外事業資金
生活資金	マイカーローン・教育ローン・フリーローン・カードローン
その他資金	貯金担保貸付・共済担保貸付

※その他各種用途別の商品をご用意しております。

(4)文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

①文化的・社会的貢献に関する事項

顧問税理士・顧問弁護士・社会保険労務士等による各種無料相談会を開催しております。また木更津警察署への地域安全に関する情報提供や木更津市への道路損傷ならびに廃棄物不法投棄に関する情報提供や災害時の物資供給及び施設の提供協定、木更津市社会福祉協議会との協力体制による高齢者福祉活動への取り組み、交通遺児育英募金の実施など、さまざまな地域活動を展開しております。

②利用者ネットワーク化への取り組み

年金友の会による親睦旅行等の開催（令和4年コロナ禍のため中止）、人間ドック利用助成などの活動を展開しております。

③情報提供活動

組合員のみなさまに広報誌『ほなみ』を毎月1回発行するとともに、ホームページを通じて組合員・利用者のみなさまへの情報提供に努めています。

ホ-ムペ-ジアドレス <http://www.ja-kisarazu.or.jp/>

④店舗体制

店舗名	住所	電話番号
本店	〒292-0054 木更津市長須賀 382	0438-23-0501
中央支店	〒292-0054 木更津市長須賀 382	0438-23-8731
清川支店	〒292-0035 木更津市中尾 1919-2	0438-98-0221
真船支店	〒292-0803 木更津市幸町 2-1-1	0438-36-1212
富来田支店	〒292-0201 木更津市真里谷 108	0438-53-5311
営農館	〒292-0054 木更津市長須賀 382	0438-23-6681
生活館	〒292-0054 木更津市長須賀 382	0438-25-8711
中郷経済センター	〒292-0026 木更津市井尻 503	0438-98-6681
富来田経済センター	〒292-0201 木更津市真里谷 108	0438-53-5313
中郷農機センター	〒292-0026 木更津市井尻 525-1	0438-98-0279
富来田農機センター	〒292-0213 木更津市下内橋 100-1	0438-53-3311
中郷給油所	〒292-0026 木更津市井尻 524	0438-98-7453

6. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、当JAでは、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、総務部に審査課を設置し、金融課および各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。資金運用課は、理事会で決定した運用方針及

びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。資金運用課が行った取引についてはリスク対応課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーションル・リスク管理

オペレーションル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について監事監査や内部監査の対象とともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

[リスク管理体制図]

組織等	役割・責任等
理事会	リスク管理基本方針を策定するとともに、当該方針を適切に実践する管理態勢を整備し、当JAの健全性確保に責任を負う。
ALM委員会	当JAの安定的収益を確保するため、経営環境の変化に伴い発生する金利変動リスク、流動性リスク等をタイムリーかつ正確に把握し、資金の調達・運用を中心に直接関係する経営・事業の全般について協議・検討することにより、資産・負債を総合的に管理する。
リスク管理部署	当JAにおけるリスク管理業務全般を統括し、リスク管理体系の構築と、その有効性の検証及び改善等を行う。 リスク管理総括部署は金融部リスク対応課が担当する。 リスク管理部署の役割は以下のとおりとする。 ・本基本方針を所管する。 ・当JA全体のリスクを総合的に把握・管理する。 ・個々のリスクについて管理・モニタリングを行う。 ・各リスクの管理体系を構築し、その有効性の検証及び改善を行う。
内部監査部署	リスク管理基本方針に基づいて、当JA全体のリスク管理の運営状況を把握し、リスク管理の実施状況と妥当性の評価を行い、必要に応じて理事会・ALM委員会等へ報告する。

・自然災害や伝染病、テロ・犯罪等に伴う突発的な事象による緊急リスクが生じた場合は、常勤理事及び各部長により構成する対策本部を都度設置し対応して行く。

◇法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

◇金融A D R制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

(電話：0438-23-0501（午前9時～午後5時 金融機関の休業日除く）)

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

【信用事業】

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口またはJAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申出ください。尚、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターの各弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。また、東京以外の地域のお客様からのお申出については、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。具体的な内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。

【共済事業】

(一社) 日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険A D R

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検討・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告できるよう、適切な措置を講じています。

7. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年12月末における自己資本比率は、12.82%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	木更津市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,304百万円（前年度2,295百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーション・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実制度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

とりわけ、財務基盤強化のため、平成15年度より増資運動に取り組んでおり、令和4年度末の出資金額は、対前年度比9百万円増の23億4百万円となっています。

8. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

[信用事業]

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品一覧

種類	期間	預入単位	特徴
総合口座	出し入れ自由	1円単位	一冊の通帳に「貯める・殖やす・支払う・借りる」の4つの機能
貯蓄貯金	出し入れ自由	1円単位	預け入れ残高に応じて金利がお得になります
ス - ハ - 定期	1カ月以上10年以内	1円以上	300万円以上と未満で異なる金額階層別金利
大口定期貯金	"	1000万円以上	期間内で任意に満期日指定可能
変動金利定期貯金	1・2・3年	1円以上	元本保証で複利型は半年複利で高利回り

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るために農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品一覧

種類	期間	貸出限度	資金用途
農機ハウスローン	15年以内	機関保証付 1,800万円以内	農業機械等の取得に係わる資金
アグリマイティー資金	15年以内 但し対象事業に応じ最長20年以内	事業費の範囲内	地域農業および農業地域発展に資する前向きな事業に必要な資金
賃貸住宅ローン	30年以内	機関保証付 3億円以内	賃貸住宅の建設・増改築等の資金
住宅ローン	40年以内	機関保証付 1億円以内	住宅等の取得資金
リフォームローン	15年以内	機関保証付 1,500万円以内	住宅の増改築・補修等の資金
教育ローン	15年以内	機関保証付 1,000万円以内	教育施設に支払う入学金・授業料・学費
マイカーローン	10年以内	機関保証付 1,000万円以内	マイカーの購入に係わる資金
カードローン	1年間の自動延長	機関保証付 極度額 10万円～300万円以内	組合員の生活に必要な一切の資金

※ その他各種用途別の商品をご用意しております。

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取扱が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用（一部店舗のみ）、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアーなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◇おもな手数料一覧

項目	手数料	備考
内国為替手数料	660円	他金融機関あて3万円未満
	880円	他金融機関あて3万円以上
貯金業務に関する手数料	550円	再発行に関する手数料(通帳・証書1冊(枚))
ATM利用手数料	無料	当組合のキャッシュカード利用 (8:00～21:00)

項目	手数料	備考
貸出金に関する手数料	440円	融資利息証明書1通
その他の業務手数料	880円	送金・振込の組戻料
国債窓口座管理手数料	110円	110円×月数（1口座につき）
貸金庫	6,600円	年間手数料（清川支店）
窓口両替	330円	50枚～500枚
ネットバンク	330円	3万円以上（他金融機関あて）
アンサーサービスなど	330円	3万円以上（他金融機関あて）

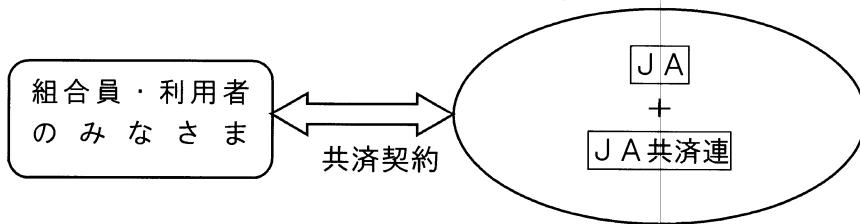
[共済事業]

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇ J A共済の仕組み

J A共済は、平成17年4月1日から、J AとJ A共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J AとJ A共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者のみなさまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : J A共済の窓口です。

J A共済連 : J A共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

[農業関連事業]

◇販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷しています。また、「木産・木消」への取り組みとして、本店生活館にファーマーズマーケットを開設し、消費者のみなさまに直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。なお、生活館では毎週土曜日に農業朝市も開催しています。

◇購買事業

當農館ならびに経済センターでは、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。職員が野菜づくりのアドバイスも行っています。

◇利用事業

組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設を組合員に利用してもらうために設置しています。

◇各種相談事業

当JAでは、法務・税務相談や土地の有効利用等の資産管理相談、健康相談等の総合機能により、暮らしの全般にわたってサポートしています。

[その他の事業]

◇旅行事業

千葉県知事登録国内旅行業「農協観光きさらづ」による主催旅行のほか、(株)農協観光との業務提携により、組合員並びに地域住民に対する国内・海外旅行の企画、斡旋等を行っています。

◇資産管理事業

組合員の委託により、組合員の所有する農地の売買、貸借の仲介、斡旋及び農地への施設の建設、賃借の仲介、斡旋等を行っています。

◇白蟻駆除事業

組合員や地域の皆様の大切な家屋を守り、より快適な暮らしへ役立つことを目指し、取扱業者と連携した白蟻駆除事業、害獣駆除事業を行っております。

◇祭司事業

葬儀・法事・新盆等に関するご相談、施行及びそれらに関わる生花・成籠・各種引出物等の取扱いを承っております。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JA銀行独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇ 「JA銀行システム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA銀行会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA銀行基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA銀行システム」といいます。

「JA銀行システム」は、JA銀行の信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」に2つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA銀行の健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJA銀行独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてはチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJA銀行が拠出した「JA銀行支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のため必要な資本注入などの支援を行います。

※2022年3月末における残高は1,651億円となっております。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA銀行として商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJA銀行ブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2022年3月末現在で4,627億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

	令和3年度 (令和3年12月31日)	令和4年度 (令和4年12月31日)		令和3年度 (令和3年12月31日)	令和4年度 (令和4年12月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	83,125,800	82,763,624	1. 信用事業負債	83,699,525	83,958,368
(1) 現金	518,537	482,136	(1) 貯金	83,350,580	83,607,138
(2) 預金	71,787,414	69,805,998	(2) その他の信用事業負債	348,944	351,230
系統預金	71,773,973	69,737,524	未払費用	7,742	2,802
系統外預金	13,440	68,473	その他の負債	341,201	348,427
(3) 有価証券	5,127,746	5,578,748	2. 共済事業負債	258,795	241,384
国債	5,127,746	5,578,748	(1) 共済資金	169,637	149,943
(4) 貸出金	5,407,692	6,630,798	(2) 未経過共済付加収入	88,205	90,545
(5) その他の信用事業資産	289,404	268,257	(3) その他の共済事業負債	953	895
未収収益	280,946	249,832	3. 経済事業負債	98,899	119,416
その他の資産	8,458	18,425	(1) 経済事業未払金	74,373	104,471
(6) 貸倒引当金	△ 4,995	△ 2,314	(2) 経済受託債務	24,410	14,815
2. 共済事業資産	358	341	(3) その他の経済事業負債	115	129
(1) 共済貸付金	70	-	4. 雜負債	205,956	191,572
(2) その他の共済事業資産	288	341	(1) 未払法人税等	13,272	2,290
(3) 貸倒引当金	0	-	(2) 資産除去債務	42,631	29,005
3. 経済事業資産	283,276	317,237	(3) その他の負債	150,053	160,276
(1) 経済事業未収金	65,534	74,714	5. 諸引当金	41,609	33,461
(2) 経済受託債権	90,279	149,292	(1) 退職給付引当金	27,439	23,693
(3) 棚卸資産	126,150	91,923	(2) 役員退職慰労引当金	13,605	9,203
購買品	125,355	91,350	(3) 廃棄物処理費用引当金	565	565
その他の棚卸資産	795	573			
(4) その他の経済事業資産	1,379	13,779	6. 再評価に係る繰延税金負債	585,015	575,593
(5) 貸倒引当金	△ 68	△ 73	負債の部合計	84,889,802	85,119,797
4. 雑資産	180,069	167,225			
(1) 特例業務負担金(長期前納分)	105,669	95,443			
(2) その他の資産	135,880	133,261	(純資産の部)		
(3) 貸倒引当金	△ 61,480	△ 61,480	1. 組合員資本	3,814,717	3,861,842
5. 固定資産	2,925,936	2,876,659	(1) 出資金	2,295,205	2,304,350
(1) 有形固定資産	2,904,222	2,855,495	(2) 利益剰余金	1,536,816	1,575,699
建物	1,756,219	1,608,348	利益準備金	560,000	570,000
機械装置	153,609	144,280	その他利益剰余金	976,816	1,005,699
土地	2,586,796	2,552,381	経営基盤安定化積立金	557,091	581,391
その他の有形固定資産	297,116	286,450	当期未処分剰余金	419,724	424,307
減価償却累計額	△ 1,889,519	△ 1,735,966	(うち当期剰余金)	38,494	29,828
(2) 無形固定資産	21,713	21,164	(3) 処分未済持分	△ 17,304	△ 18,207
6. 外部出資	3,575,219	3,575,219	2. 評価・換算差額等	1,411,048	740,975
(1) 外部出資	3,575,219	3,575,219	(1) その他有価証券評価差額金	△ 108,202	△ 753,636
系統出資	3,343,575	3,343,575	(2) 土地再評価差額金	1,519,250	1,494,611
系統外出資	231,644	231,644	純資産の部合計	5,225,765	4,602,817
7. 繰延税金資産	24,907	22,307			
資産の部合計	90,115,568	89,722,614	負債及び純資産の部合計	90,115,568	89,722,614

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	令和4年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	科 目	令和3年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	令和4年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
1. 事 業 総 利 益	1,088,582	1,036,423	(17) 農機具修理事業収益	53,463	48,642
事業収益	2,306,765	1,914,016	(18) 農機具修理事業費用	28,719	24,537
事業費用	1,220,694	877,593	(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)
(1) 信 用 事 業 収 益	485,293	438,227	農機具修理事業総利益	24,744	24,104
資金運用収益	456,466	409,203	(19) 自動車修理事業収益	66,203	62,472
(うち預金利息)	(324,997)	(286,464)	(20) 自動車修理事業費用	29,916	25,038
(うち有価証券利息)	(15,927)	(18,808)	(うち貸倒引当金戻入益)	(一)	(△0)
(うち貸出金利息)	(66,740)	(73,058)	(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(一)
(うちその他受入利息)	(48,801)	(30,872)	自動車修理事業総利益	36,287	37,434
役務取引等収益	25,752	24,789	(21) ガソリンスタンド事業収益	79,914	83,783
その他経常収益	3,074	4,234	(22) ガソリンスタンド事業費用	70,864	75,892
(2) 信 用 事 業 費 用	51,981	53,624	(うち貸倒引当金戻入益)	(一)	(△1)
資金調達費用	11,149	8,787	(うち貸倒引当金繰入額)	(1)	(一)
(うち貯金利息)	(8,406)	(6,483)	ガソリンスタンド事業総利益	9,049	7,891
(うち給付補填備金繰入)	(46)	(27)	(23) 祭司事業収益	154,115	188,358
(うちその他支払利息)	(2,696)	(2,276)	(24) 祭司事業費用	104,124	127,264
役務取引等費用	6,039	6,615	(うち貸倒引当金繰入額)	(一)	(0)
その他経常費用	34,792	38,221	(うち貸倒引当金戻入益)	(△1)	(一)
(うち貸倒引当金戻入益)	(一)	(△2,681)	祭司事業総利益	49,991	61,094
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,531)	(一)	(25) 観光事業収益	197	2,504
(うち貸出金償却)	(3,284)	(1,521)	(26) 観光事業費用	175	2,263
信 用 事 業 総 利 益	433,312	384,602	観光事業総利益	21	241
(3) 共 済 事 業 収 益	338,604	327,162	(27) 指導事業収入	3,088	3,135
共済付加収入	320,446	310,725	(28) 指導事業支出	20,998	21,048
その他の収益	18,157	16,437	指導事業収支差額	△ 17,909	△ 17,912
(4) 共 済 事 業 費 用	14,489	14,681			
共済推進費	10,025	10,471	2. 事 業 管 理 費	1,058,370	1,013,299
共済保全費	2,281	1,915	(1) 人 件 費	686,829	682,094
その他の費用	2,182	2,294	(2) 業 務 費	128,950	116,377
(うち貸倒引当金戻入益)	(一)	(△0)	(3) 諸 税 負 担 金	47,554	49,067
共 済 事 業 総 利 益	324,115	312,481	(4) 施 設 費	183,772	156,226
(5) 購 買 事 業 収 益	1,061,808	685,176	(5) そ の 他 事 業 管 理 費	11,264	9,534
購買品供給高	1,054,069	609,980			
購買手数料	—	65,235	事 業 利 益	30,212	23,124
その他の収益	7,738	9,960			
(6) 購 買 事 業 費 用	910,032	542,193	3. 事 業 外 収 益	63,831	59,157
購買品供給原価	891,736	523,890	(1) 受 取 雜 利 息	26	2
購買品供給費	13,303	14,048	(2) 受 取 出 資 配 当 金	50,691	50,876
その他の費用	4,992	4,254	(3) 貸 貸 料	3,444	3,212
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(一)	(4) 償却債権取立益	750	2,028
(うち貸倒引当金繰入額)	(一)	(2)	(5) 雜 収 入	8,917	3,037
購 買 事 業 総 利 益	151,776	142,983			
(7) 販 売 事 業 収 益	43,541	50,861	4. 事 業 外 費 用	165	26,493
販売手数料	28,633	31,749	(1) 寄 付 金	134	321
その他の収益	14,908	19,112	(2) 雜 損 失	30	26,171
(8) 販 売 事 業 費 用	3,149	3,893			
その他の費用	3,149	3,893	經 常 利 益	93,878	55,788
(うち貸倒引当金繰入額)	(5)	(4)			
販 売 事 業 総 利 益	40,391	46,968	5. 特 別 利 益	-	7
(9) 保 管 事 業 収 益	10,998	9,293	(1) 固 定 資 產 処 分 益	-	7
(10) 保 管 事 業 費 用	2,245	2,190			
保 管 事 業 総 利 益	8,753	7,103	6. 特 別 損 失	44,829	31,991
(11) 利 用 事 業 収 益	258	360	(1) 固 定 資 產 処 分 損	12,807	28,645
(12) 利 用 事 業 費 用	83	80	(2) 減 損 損 失	32,021	3,345
利 用 事 業 総 利 益	175	280			
(13) 資 產 管 理 事 業 収 益	18,369	21,094	7. 税 引 前 当 期 利 益	49,048	23,803
(14) 資 產 管 理 事 業 費 用	535	721	法人税、住民税及び事業税	20,617	795
(うち貸倒引当金戻入益)	(一)	(△0)	法人税等調整額		
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(一)	法 人 税 等 合 計 額	△ 10,063	△ 6,820
資 產 管 理 事 業 総 利 益	17,834	20,373			
(15) 白蟻駆除事業収益	10,039	8,778	8. 当 期 剰 余 金	38,494	29,828
(16) 白蟻駆除事業費用	0	△0	当 期 首 繰 越 剰 余 金	333,288	344,139
(うち貸倒引当金戻入益)	(一)	(△0)	經営基盤安定化積立金取崩額	42,908	25,700
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(一)	土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	5,032	24,639
白 蟻 駆 除 事 業 総 利 益	10,039	8,778	当 期 未 処 分 剰 余 金	419,724	424,307

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	令和4年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	科 目	令和3年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	令和4年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			信用事業資金運用による収入	466,021	421,444
税引前当期利益	49,048	23,803	信用事業資金調達による支出	△ 14,056	△ 13,696
減価償却費	33,578	22,639	共済貸付金利息による収入	-	-
減損損失	32,021	3,345	共済借入金利息による支出	-	-
貸倒引当金の増減額（△は減少）	1,538	△ 2,676	事業分量配当金の支払額	-	-
賞与引当金の増減額（△は減少）	-	-	小 計	△ 287,340	1,050,816
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 1,284	△ 3,746	雑利息及び出資配当金の受取額	50,718	50,879
その他引当金等の増減額（△は減少）	2,041	△ 4,401	雑利息の支払額	-	-
信用事業資金運用収益	△ 440,539	△ 390,395	法人税等の支払額	△ 26,617	△ 11,778
信用事業資金調達費用	11,149	8,787			
共済貸付金利息	-	-	事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 263,239	1,089,917
共済借入金利息	-	-			
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 50,718	△ 50,879	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
支払雑利息	-	-	有価証券の取得による支出	△ 351,482	△ 1,617,034
有価証券関係損益（△は益）	△ 15,927	△ 18,808	有価証券の売却による収入	369,298	539,406
固定資産売却損益（△は益）	7	28,638	固定資産の取得による支出	△ 484,231	△ 55,956
外部出資関係損益（△は益）	-	-	固定資産の売却による収入	434,750	33,192
資産除去債務関連費用	102	152	外部出資による支出	-	-
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			外部出資の売却等による収入	-	-
貸出金の純増（△）減	△ 1,003,334	△ 1,223,106			
預金の純増（△）減	2,500,000	2,000,000			
貯金の純増減（△）	△ 1,741,829	256,557	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 31,664	△ 1,100,391
信用事業借入金の純増減（△）	-	-			
その他信用事業資産の増減額（△は増加）	3,600	△ 9,967	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
その他信用事業負債の増減額（△は減少）	△ 220,150	7,258	設備借入れによる収入	-	-
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			設備借入金の返済による支出	-	-
共済貸付金の純増（△）減	-	70	出資の増額による収入	97,822	96,350
共済借入金の純増減（△）	-	-	出資の払戻しによる支出	△ 71,198	△ 87,205
共済資金の純増減（△）	△ 35,852	△ 19,694	持分の取得による支出	△ 17,304	△ 18,207
未経過共済付加収入の純増減（△）	1,166	2,340	持分の譲渡による収入	11,533	17,304
その他共済事業資産の増減額（△は増加）	△ 7	△ 53	回転出資金の受入による収入	-	-
その他共済事業負債の増減額（△は減少）	△ 3	△ 57	回転出資金の払戻しによる支出	-	-
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			出資配当金の支払額	△ 17,497	△ 15,585
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	134,738	△ 9,179			
経済受託債権の純増（△）減	△ 89,711	△ 59,012	財務活動によるキャッシュ・フロー	3,355	△ 7,343
棚卸資産の純増（△）減	66,122	34,226			
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	△ 4,780	30,097	4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
経済受託債務の純増減（△）	△ 11,237	△ 9,594			
その他経済事業資産の増減額（△は増加）	-	-	5. 現金及び現金同等物の減少額	△ 291,549	△ 17,817
その他経済事業負債の増減額（△は減少）	△ 88	13			
(その他の資産及び負債の増減)			6. 現金及び現金同等物の期首残高	1,643,265	1,351,716
その他資産の増減（△）	1,161	12,844			
その他負債の増減（△）	39,882	13,862	7. 現金及び現金同等物の期末残高	1,351,716	1,333,898

令和3年度注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品…………… 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産…………… 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法（ただし、平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法（平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得した建物を除く））を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

又、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権にかかる予想損失額は貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、金融部リスク対応課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は683,063千円です。

(2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末支給額を計上しています。

(4) 廃棄物処理費用引当金

PCBを含む機器を廃棄する際の費用発生に備えるため、PCB処理費用見積もりに基づく見込額を計上しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は総資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に伴い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売を組合が行いプール計算を行う「米穀共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が全農千葉県本部より販売代金清算金を受け取った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

（追加情報）

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しています。

II. 表示方法の変更に関する注記

1. 直売所委託販売の表示方法の変更

従来、直売所の委託販売に係る販売高及び販売原価は、総額で「購買品供給高」及び「購買品供給原価」に計上していましたが（前事業年度実績：購買品供給高 55,796 千円、購買品供給原価 47,486 千円）、取引の実態を踏まえてより適切に表示するために、当事業年度より純額で販売事業の「販売手数料」として計上することに変更しました。（当事業年度実績：販売手数料 8,275 千円）

2. 会計上の見積りに関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 32,021 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期3か年計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 387,135 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物：347,924 千円 機械装置：646 千円 土地：32,789 千円 その他の有形固定資産：5,775 千円

2. 担保に供している資産

定期預金 3,200,000 千円を為替決済の担保に供しています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 1,671 千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額 一千円

4. 信用事業を行う組合の貸借対照表に要求される注記

貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は 227,928 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 27,660 千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 255,588 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日：平成 10 年 12 月 31 日

●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額：1,502,027 千円

●同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）及び土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める、当該事業用土地について地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を査定するために国税庁長官が定めて公表をした方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

6. 劣後特約貸付金の金額

貸出金には、他の債権より債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金 542,000 千円が含まれています。

V. 損益計算書に関する注記

1. 減損会計に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、本店（中央支店部分を除く）や、組合員の営農を支える集出荷場、倉庫、経済・農機センター等の営農関連施設、並びに組合員の生活に必要な物資や役務を提供する生活館、自動車修理工場などの生活関連施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

資産又は資産グループ	用 途	種 類	その他
岩根支店	遊 休	建物・構築物	業務外固定資産
太田支店		機械装置・器具備品	
清川東部貸倉庫	賃 貸	土地	
下矢那貸倉庫		土地・建物	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

資産又は資産グループ	認識に至った経緯
岩根支店	店舗廃止に伴い遊休状態になったため減損の兆候に該当しています。借地を返還するにあたって原状回復義務があることから、償却資産の帳簿価額全額を減損損失として認識しました。
太田支店	
清川東部貸倉庫	業務外資産であるため減損の兆候に該当しており、回収可能価額が帳簿価額を下回ることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
下矢那貸倉庫	

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の損失の内訳

資産又は資産グループ	減損損失額	主な固定資産の種類毎の損失の内訳
岩根支店	4,675 千円	建物他：4,675 千円
太田支店	20,365 千円	建物他：20,365 千円
清川東部貸倉庫	1,117 千円	土地：1,117 千円
下矢那貸倉庫	5,862 千円	土地： 5,839 千円 建物：22 千円

(4) 回収可能価額の算出方法

資産又は資産グループ	回収可能額として採用した基準	時価の算出方法又は割引率
旧岩根支店	処分対象のため 回収可能額なし	—
旧太田支店		
清川東部貸倉庫	正味売却価額	土地：固定資産税評価額
下矢那貸倉庫		

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。又、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。又、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。又、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の判定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が542,638千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

又、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。又、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価

額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	71,787,414	71,788,157	743
有価証券			
その他有価証券	5,127,746	5,127,746	—
貸出金	5,407,692		
貸倒引当金(※1)	△4,995		
貸倒引当金控除後	5,402,697	5,432,656	29,958
資産計	82,317,858	82,348,559	30,701
貯金	83,350,580	83,357,597	7,016
負債計	83,350,580	83,357,597	7,016

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、翌日物金利スワップ(以下「OIS」という。)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

又、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。又、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資(※1) 3,575,219千円

合計 3,575,219千円

(※1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	71,787,414	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	—	2,000	—	—	—	5,200,000
貸出金（※1、2）	633,970	275,618	227,886	196,267	174,753	3,788,289
合計	72,421,384	277,618	227,886	196,267	174,753	8,988,289

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 214,999 千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 110,905 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金（※1）	78,511,945	2,655,487	1,942,362	104,070	136,714	—
合計	78,511,945	2,655,487	1,942,362	104,070	136,714	—

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額（※）
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	債券			
	国債	2,026	2,025	0
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	債券			
	国債	5,125,720	5,233,922	△108,202
合計		5,127,746	5,235,948	△108,202

(※) なお、上記の差額に繰延税金負債 0 千円を差し引いた額△108,202 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

VIII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。又、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表		(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
期首における退職給付引当金	28,723 千円	退職給付債務	355,531 千円
退職給付費用	18,286 千円	確定給付企業年金制度	△328,091 千円
退職給付の支払額	△3,849 千円	未積立退職給付債務	27,439 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△15,721 千円	退職給付引当金	27,439 千円
期末における退職給付引当金	27,439 千円		

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	18,286 千円
----------------	-----------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,226千円を含めて計上しています。なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、110,161千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 税効果会計の適用に伴う事項

(1) 縰延税金資産及び縰延税金負債の発生原因別の主な内訳		縰延税金負債	
縰延税金資産		その他有価証券評価差額金	△0 千円
減損損失	71,264 千円	資産除去債務相当資産	△28 千円
その他有価証券評価差額金	29,928 千円	縰延税金負債合計 (B)	△28 千円
貸倒引当金	13,040 千円	縰延税金資産の純額 (A) + (B)	24,907 千円
資産除去債務	11,947 千円		
退職給付引当金	7,589 千円		
支店解体費用	4,941 千円		
役員退職慰労引当金	3,763 千円		
未払事業税	1,326 千円		
貸付金利息不計上	924 千円		
その他	328 千円		
縰延税金資産小計	145,058 千円		
評価性引当額	△120,122 千円		
縰延税金資産合計 (A)	24,936 千円		

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.21%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△14.07%
住民税等均等割額	4.67%
評価性引当額の増減	6.69%
過年度申告修正	△6.13%
その他	△0.51%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.52%

X. その他の注記

1. 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の建物及び構築物の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。又、一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は11～30年、割引率は0.99%～2.18%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	37,462 千円
見積りの変更による増加額	5,066 千円
時の経過による調整額	<u>102 千円</u>
期末残高	42,631 千円

2. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

(1) ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。

(単位：千円)

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	792	—	792

令和4年度注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

- ①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ②市場価格のない様式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法（ただし、平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法（平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得した建物を除く））を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

又、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権にかかる予想損失額は貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、金融部リスク対応課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は684,584千円です。

(2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 廃棄物処理費用引当金

PCBを含む機器を廃棄する際の費用発生に備えるため、PCB処理費用見積もりに基づく見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米を保管・管理する事業であり、当組合は委託者との契約に基づき、サービスを提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④資産管理事業

組合員等の契約に基づき行う宅地等の売渡し、賃貸物件、および住宅等の修理等にかかる仲介サービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務のうち、売渡しの仲介サービスについては売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点、賃貸物件の仲介サービスについては賃貸借当事者間において賃貸借契約が完了した時点、修理にかかる仲介サービスについては工事が完了した時点において充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤白蟻駆除事業

組合員等の契約に基づき行う白蟻駆除の仲介サービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥農機具修理事業

組合員等の契約に基づき農機具の修理にかかるサービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、作業完了後依頼者へ引渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦自動車修理事業

組合員等の契約に基づき自動車等の修理・点検にかかるサービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、作業完了後依頼者へ引渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ガソリンスタンド事業

ガソリンなど石油製品やタイヤなどの物資を購入し、組合員等に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、商品等を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨祭司事業

組合員等の契約に基づき葬祭の執行にかかるサービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬祭完了時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売を組合が行いプール計算を行う「米穀共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が全農千葉県本部より販売代金清算金を受取った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更します。

(2) 購買事業における支払獎励金の会計処理

購買事業において、利用者等に対して支払う各種獎励金等は、従来は、購買事業費用として計上していましたが、顧客へ支払われる対価と認められる場合、取引価格から減額する方法に変更します。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用しません。

この結果、当事業年度の事業収益が259,778千円、事業費用が259,778千円減少していますが、当事業年度の損益への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当該事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 3,345 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期3か年計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は387,074千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物：347,924千円 機械装置：646千円 土地：32,789千円 その他の有形固定資産：5,714千円

2. 担保に供している資産

定期預金3,200,000千円を為替決済の担保に供しています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 651千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額 一千円

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号木(2)(i)～(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は108,305千円、危険債権額は48,144千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は156,449千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日：平成 10 年 12 月 31 日

●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額：1,523,970 千円

●同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）及び土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める、当該事業用土地について地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を査定するために国税庁長官が定めて公表をした方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

6. 劣後特約貸付金の金額

貸出金には、他の債権より債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金 542,000 千円が含まれています。

V. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、本店（中央支店部分除く）や、組合員の営農を支える集出荷場、倉庫、経済・農機センター等の営農関連施設、並びに組合員の生活に必要な物資や役務を提供する生活館、自動車修理工場などの生活関連施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

資産又は資産グループ	用 途	種 類	その他
スタンドグループ 中郷スタンド	業務用店舗	構築物	
清川東部貸倉庫	賃 貸	土地	業務外固定資産
下矢那貸倉庫		土地・建物	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

資産又は資産グループ	認識に至った経緯
スタンドグループ 中郷スタンド	2 期連続赤字であるため減損の兆候に該当しており、短期間に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として認識しました。
清川東部貸倉庫	業務外資産であるため減損の兆候に該当しており、回収可能価額が帳簿価額を下回ることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
下矢那貸倉庫	

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の損失の内訳

資産又は資産グループ	減損損失額	主な固定資産の種類毎の損失の内訳
スタンドグループ 中郷スタンド	2,896 千円	構築物：2,896 千円
清川東部貸倉庫	26 千円	土地：26 千円
下矢那貸倉庫	422 千円	土地：421 千円 建物：0 千円

(4) 回収可能額の算出方法

資産又は資産グループ	回収可能額として採用した基準	時価の算出方法又は割引率
スタンドグループ 中郷スタンド	正味売却価額	土地：固定資産税評価額
清川東部貸倉庫	正味売却価額	土地：固定資産税評価額
下矢那貸倉庫		

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。又、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。又、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。又、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の判定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 1.0% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 508,633 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

又、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。又、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項 (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」におけるデリバティブ取引に関する契約額等についてはその金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（3）に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	69,805,998	69,790,404	△15,594
有価証券			—
その他有価証券	5,578,748	5,578,748	—
貸出金	6,630,798		
貸倒引当金(※1)	△2,314		
貸倒引当金控除後	6,628,484	6,648,386	19,902
資 産 計	82,013,230	82,017,538	4,308
貯金	83,607,138	83,563,925	△43,213
負 債 計	83,607,138	83,563,925	△43,213

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

又、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。又、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資	3,575,219 千円
合計	3,575,219 千円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	69,805,998	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	2,000	—	—	—	—	6,300,000
貸出金(※1, 2)	516,208	287,611	257,622	234,598	216,021	5,011,951
合計	70,324,206	287,611	257,622	234,598	216,021	11,311,951

(※1) 貸出金のうち、当座貸越182,249千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等106,784千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(※1)	77,912,442	1,889,269	3,560,652	155,593	89,179	—
合計	77,912,442	1,889,269	3,560,652	155,593	89,179	—

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(※)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	債券			
	国債	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	債券			
	国債	5,578,748	6,332,384	△753,636
合計		5,578,748	6,332,384	△753,636

※上記の差額はその他有価証券評価差額金に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

VIII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。又、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	27,439 千円
退職給付費用	15,316 千円
退職給付の支払額	△3,826 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△15,235 千円
期末における退職給付引当金	23,693 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上

された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	367,540 千円
確定給付企業年金制度	△343,847 千円
未積立退職給付債務	23,693 千円
退職給付引当金	23,693 千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	15,316 千円
----------------	-----------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 9,915 千円を含めて計上しています。なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、99,614 千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 税効果会計の適用に伴う事項

1) 總延税金資産及び總延税金負債の発生原因別の主な内訳		總延税金負債	
總延税金資産		總延税金負債合計 (B)	一千円
その他有価証券評価差額金	208,455 千円	總延税金資産の純額 (A) + (B)	22,307 千円
減損損失	59,997 千円		
貸倒引当金	11,410 千円	(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
資産除去債務	8,179 千円	法定実効税率	27.66%
退職給付引当金	6,553 千円	(調整)	
緑越欠損金	5,655 千円	交際費等永久に損金に算入されない項目	8.02%
期末特別手当	4,499 千円	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△29.03%
役員退職慰労引当金	2,545 千円	住民税等均等割額	9.62%
外部出資評価損	3,074 千円	評価性引当額の増減	△41.58%
貸付金利息不計上	360 千円	その他	0.00%
その他	325 千円	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△25.31%
總延税金資産小計	311,058 千円		
評価性引当額	△288,751 千円		
總延税金資産合計 (A)	22,307 千円		

X. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI. その他の注記

1. 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の建物及び構築物の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。又、一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は11~30年、割引率は0.99%~2.18%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	42,631 千円
見積りの変更による増加額	72 千円
時の経過による調整額	79 千円
資産除去債務の履行による減少額	△13,778 千円
期末残高	29,005 千円

2. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

(1) ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

5. 剰余金処分計算書

【令和3年度】

(単位:円)

科 目	金 額
1 当期末処分剰余金	419,724,517
2 剰余金処分額	75,585,343
(1) 利益準備金	10,000,000
(2) 任意積立金 経営基盤安定化積立金	50,000,000 50,000,000
(3) 出資配当金	15,585,343
3. 次期繰越剰余金	344,139,174

(注) 1. 出資配当金は年0.7%の割合です。

ただし、年度内の増資及び新加入については日割計算をします。

2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取

崩基準等は別表のとおりです。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額2,000千円が含まれています。

<別表>

(単位:千円)

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	残高 (令和3年12月31日現在)
経営基盤 安定化積立金	施設の更新・減損 損失の発生・睡眠 貯金の収益編入 にかかる費用処理 及び経営リスク等将来発生が 予想される支出 に備え積み立てる。	800,000	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積立てる。	施設の更新・減損損失の発生・睡眠貯金の収益編入にかかる費用処理及び経営リスク等による支出をした年度に理事会決議によって必要と認められた額を取り崩す。	557,091

【令和4年度】

(単位：円)

科 目	金 額
1 当期末処分剰余金	424,307,117
2 剰余金処分額	35,540,980
(1) 利益準備金	10,000,000
(2) 任意積立金 経営基盤安定化積立金	10,000,000 10,000,000
(3) 出資配当金	15,540,980
3. 次期繰越剰余金	388,766,137

(注) 1. 出資配当金は年 0.7% の割合です。

ただし、年度内の増資及び新加入については日割計算をします。

2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりです。
3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額 2,000 千円が含まれています。

<別表>

(単位:千円)

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	残高 (令和4年12月31日現在)
経営基盤安定化積立金	施設の更新・減損損失の発生・睡眠貯金の収益編入にかかる費用処理及び経営リスク等将来発生が予想される支出に備え積み立てる。	800,000	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積立てる。	施設の更新・減損損失の発生・睡眠貯金の収益編入にかかる費用処理及び経営リスク等による支出をした年度に理事会決議によって必要と認められた額を取り崩す。	581,391

6. 部門別損益計算書

(令和3年度部門別損益計算書)

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	2,325,897	485,293	338,604	625,471	876,478	48	
事業費用 ②	1,237,314	51,981	14,489	495,345	667,405	8,094	
事業総利益③ (①-②)	1,088,582	433,312	324,115	130,126	209,073	△8,049	
事業管理費 ④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤`)	1,058,370 (33,578) (686,829)	418,468 (12,800) (222,626)	220,620 (6,157) (176,854)	181,637 (8,950) (120,211)	222,383 (5,452) (154,396)	15,261 (219) (12,740)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦`)		146,094 (12,800) (68,558)	70,240 (6,154) (32,962)	44,246 (3,877) (20,764)	56,413 (4,943) (26,473)	2,499 (219) (1,172)	△319,495 (△27,993) (△149,929)
事業利益⑧ (③-④)	30,212	14,844	103,495	△51,511	△13,310	△23,307	
事業外収益 ⑨	63,831	44,739	12,394	2,760	3,841	96	
※うち共通分⑩		5,610	2,697	1,699	2,166	96	△12,268
事業外費用 ⑪ ※うち共通分⑫	165 14	—	7	139	5	0	
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	93,878	59,569	115,882	△48,890	△9,474	△23,211	
特別利益 ⑭ ※うち共通分⑮	—	—	—	—	—	—	
特別損失 ⑯ ※うち共通分⑰	44,829 20,495	20,495	9,854	6,207	7,921	351	
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	49,048	39,074	106,028	△55,097	△17,395	△23,562	
営農指導事業分配賦額⑲		9,310	6,964	2,796	4,492	△23,562	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	49,048	29,764	99,064	△57,893	△21,887		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 (事業総利益割+人件費を除く管理費割+人頭割) / 3
- (2) 営農指導事業 事業総利益割

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	45.7	22.0	13.8	17.7	0.8	100%
営農指導事業	39.4	29.6	11.9	19.1		100%

(令和4年度部門別損益計算書)

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	2,189,631	438,227	327,162	536,166	888,062	12	
事業費用②	1,153,207	53,624	14,681	408,588	669,109	7,204	
事業総利益③(①-②)	1,036,423	384,602	312,481	127,578	218,953	△7,192	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤`)	1,013,299 (22,639) (682,094)	349,123 (6,698) (195,872)	224,239 (3,838) (182,852)	184,133 (8,081) (122,043)	241,236 (3,916) (168,599)	14,568 (103) (12,726)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦`)		126,078 (6,698) (64,178)	69,996 (3,719) (35,629)	49,704 (2,641) (25,301)	64,654 (3,435) (32,910)	1,934 (103) (984)	△312,368 (△16,597) (△159,003)
事業利益⑧(③-④)	23,124	35,479	88,242	△56,555	△22,283	△21,760	
事業外収益⑨	59,157	43,666	11,495	1,569	2,377	50	
※うち共通分⑩		3,240	1,799	1,277	1,662	50	△8,028
事業外費用⑪	26,493	25,966	148	239	136	4	
※うち共通分⑫		266	148	105	136	4	△659
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	55,788	53,179	99,589	△55,225	△20,042	△21,714	
特別利益⑭	7	-	-	7	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失⑯	31,991	11,742	6,520	4,630	8,919	180	
※うち共通分⑰		11,742	6,520	4,630	6,022	180	△29,095
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	23,803	41,437	93,069	△59,848	△28,961	△21,894	
営農指導事業分配賦額⑲		8,069	6,556	2,677	4,592	△21,894	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	23,803	33,368	86,513	△62,525	△33,553		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等 (事業総利益割+人件費を除く管理費割+人頭割) / 3

(2) 営農指導事業 事業総利益割

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	40.4	22.4	15.9	20.7	0.6	100%
営農指導事業	36.9	29.9	12.2	21.0		100%

3. ①②は総額で表示しているため損益計算書における金額とは一致しません。

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当JAの令和4年1月1日から令和4年12月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年4月19日
木更津市農業協同組合
代表理事組合長 石渡 肇

8. 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年	令和3年	令和4年度
経常収益（事業収益）	2,707	2,611	2,571	2,325	2,189
信用事業収益	636	584	493	485	438
共済事業収益	376	342	354	338	327
農業関連事業収益	615	585	747	625	536
その他事業収益	1,076	1,093	975	876	888
経常利益	169	148	49	93	55
当期剰余金	101	125	91	38	29
出資金 (出資口数)	2,201 (2,201,497口)	2,233 (2,233,500口)	2,268 (2,268,581口)	2,295 (2,295,205口)	2,304 (2,304,350口)
純資産額	5,042	5,105	5,216	5,225	4,602
総資産額	87,821	90,756	92,083	90,115	89,722
貯金等残高	81,338	83,988	85,092	83,350	83,607
貸出金残高	2,980	3,193	4,404	5,407	6,630
有価証券残高	2	4,525	5,162	5,127	5,578
剰余金配当金額	16	17	17	15	15
出資配当額	16	17	17	15	15
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職員数	150人	150人	142人	143人	133人
単体自己資本比率	13.80%	12.59%	12.79%	12.88%	12.82%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。
 5. 令和4年度の経常収益(事業収益)は総額で表示しているため損益計算書における金額とは一致しません。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用收支	445	400	△45
役務取引等收支	19	18	△1
その他信用事業収支	△31	△33	△2
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	433 (0.51)	418 (0.50)	△15 (△0.01)
事業粗利益 (事業粗利益率)	1,140 (1.22)	1,086 (1.18)	△54 (△0.04)
事業純益	79	73	△6
実質事業純益	82	73	△9
コア事業純益	82	73	△9
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	82	73	△9

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	83,327	407	0.48	82,070	378	0.46
うち預金	73,230	324	0.44	70,491	286	0.40
うち有価証券	5,238	15	0.30	5,560	18	0.33
うち貸出金	4,858	66	1.37	6,018	73	1.21
資金調達勘定	84,342	8	0.00	82,943	6	0.00
うち貯金・定期積金	84,342	8	0.00	82,943	6	0.00
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
総資金利ざや	—	—	0.15	—	—	0.18

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り+経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	△25	△29
うち預金	△32	△38
うち有価証券	2	2
うち貸出金	5	6
支払利息	△5	△1
うち貯金・定期積金	△5	△1
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差	△20	△27

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

III 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円， %)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
流動性貯金	40,410 (47.91)	42,162 (50.83)	1,752
定期性貯金	43,909 (52.06)	40,760 (49.14)	△3,149
その他の貯金	22 (0.03)	20 (0.02)	△2
計	84,342 (100.00)	82,943 (100.00)	△1,399
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合計	84,342 (100.00)	82,943 (100.00)	△1,399

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

②定期貯金残高

(単位：百万円， %)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
定期貯金	41,207 (100.00)	39,792 (100.00)	△1,415
うち固定金利定期	41,205 (99.99)	39,790 (99.99)	△1,415
うち変動金利定期	1 (0.01)	1 (0.01)	0

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
手形貸付	22	6	△16
証書貸付	4,603	5,806	1,203
当座貸越	232	204	△28
割引手形	—	—	—
合計	4,858	6,018	1,160

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円， %)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
固定金利貸出	734 (13.58)	659 (9.93)	△75
変動金利貸出	4,673 (86.42)	5,971 (90.06)	1,298
合計	5,407 (100.00)	6,630 (100.00)	1,223

(注) () 内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
貯金・定期積金等	135	101	△34
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	44	33	△11
小計	180	134	△46
農業信用基金協会保証	2,129	2,696	567
その他保証	2,123	2,922	799
小計	4,253	5,618	1,365
信用	974	877	97
合計	5,407	6,630	1,223

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小計	—	—	—
信用	—	—	—
合計	—	—	—

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円， %)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
設備資金	889 (58.53)	833 (58.25)	△56
運転資金	630 (41.47)	596 (41.67)	△34
合計	1,519 (100.00)	1,430 (100.00)	△89

(注) () 内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
農業	341 (6.32)	359 (5.41)	18
林業	2 (0.05)	1 (0.01)	△1
水産業	31 (0.59)	25 (0.37)	△6
製造業	683 (12.64)	978 (14.75)	295
鉱業	36 (0.68)	34 (0.51)	△2
建設・不動産業	895 (16.56)	905 (13.65)	10
電気・ガス・熱供給水道業	103 (1.92)	96 (1.44)	△7
運輸・通信業	436 (8.06)	652 (9.83)	216
金融・保険業	600 (11.10)	589 (8.88)	△11
卸売・小売・サービス業・飲食業	676 (12.52)	932 (14.05)	256
地方公共団体	— (—)	— (—)	—
非営利法人	— (—)	— (—)	—
その他の他	1,598 (29.56)	2,053 (30.96)	455
合計	5,407 (100.00)	6,630 (100.00)	1,223

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
農業	422	399	△23
耕作	38	48	10
野菜・園芸	65	58	△7
果樹・樹園農業	5	6	1
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	143	143	—
養鶏・養卵	—	—	—
その他農業	169	143	26
農業関連団体等	—	—	—
合計	422	399	△23

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社が含まれます。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
プロパー資金	348	312	△36
農業制度資金	73	87	14
農業近代化資金	65	81	16
その他制度資金	7	5	△2
合計	422	399	△23

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸出金〕

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他の	—	—	—
合計	—	—	—

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の

保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	113	111	—	2	113
	令和4年度	112	110	—	2	112
危険債権	令和3年度	114	108	5	—	114
	令和4年度	48	44	4	—	48
要管理債権	令和3年度	27	10	—	0	10
	令和4年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和3年度	27	10	—	0	10
	令和4年度	—	—	—	—	—
小計	令和3年度	255	230	5	2	238
	令和4年度	160	154	4	2	160
正常債権	令和3年度	5,161				
	令和4年度	6,484				
合計	令和3年度	5,417				
	令和4年度	6,645				

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債権者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破綻更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債権者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債権者の財政状況及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	2	—	0	2	2	0	—	2	0
個別貸倒引当金	64	64	—	64	64	64	63	—	64	63
合 計	65	66	—	65	66	66	63	—	66	63

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
貸 出 金 償 却 額	3	1

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種類	令和3年度		令和4年度		
	仕向	被仕向	仕向	被仕向	
送金・振込為替	件数	13,134	102,150	17879	108,177
	金額	7,495	18,450	7,456	18,664
代金取立為替	件数	2	3	—	—
	金額	20	1	—	—
雜為替	件数	592	32	645	26
	金額	308	6	290	8
合計	件数	13,728	102,185	18,524	108,203
	金額	7,824	18,458	7,747	18,672

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
国債	5,238	5,560	322
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
株式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合計	5,238	5,560	322

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和3年度								
国債	—	2	—	—	—	5,125	—	5,127
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和4年度								
国債	2	—	—	—	—	5,576	—	5,578
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

【売買目的有価証券】

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

【満期保有目的の債券】

(単位：百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

【その他有価証券】

(単位：百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	2	2	0	—	—	—
	国債	2	2	0	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	2	2	0	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	5,125	5,233	△108	5,578	6,332	△753
	国債	5,125	5,233	△108	5,578	6,332	△753
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	5,125	5,233	△108	5,578	6,332	△753
合計		5,127	5,235	△108	5,578	6,332	△753

②金銭の信託の時価情報

【運用目的の金銭の信託】

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—	—	—

【満期保有目的の金銭の信託】

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち時価が 貸借対照表 計上額を超 えるもの	うち時価が 貸借対照表 計上額を超 えるもの	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち時価が 貸借対照表 計上額を超 えるもの	うち時価が 貸借対照表 計上額を超 えるもの
満期保有 目的の金 銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないも
の」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

【その他の金銭の信託】

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超 えるもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超 えないもの	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない
その他の 金銭の信 託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額を超えないも
の」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	467,028	59,144,742	752,794
	定期生命共済	70,000	2,490,600	58,000
	養老生命共済	97,500	10,748,139	126,200
	うちこども共済	67,500	4,571,602	74,500
	医療共済	20,000	3,513,350	6,000
	がん共済	—	121,500	—
	定期医療共済	—	322,700	—
	介護共済	13,816	207,797	156,154
	年金共済	—	25,000	—
建物更生共済		15,645,540	145,656,701	14,831,580
合計		16,313,885	222,230,531	15,930,728
				217,004,545

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	137	15,926	10	14,956
	13,973	18,150	21,730	44,016
がん共済	55	1,895	111	1,980
定期医療共済	—	716	—	701
合計	192	18,537	121	17,637
	13,973	18,150	21,730	44,016

(注) 医療共済の金額は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	20,237	281,596	175,079	450,872
認知症共済	—	—	33,400	33,400
生活障害共済（一時金型）	13,500	32,500	—	32,500
生活障害共済（定期年金）	600	1,600	3,000	4,600
特定重度疾病共済	7,500	22,700	22,500	45,200
合計	41,837	338,396	233,979	566,572

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、認知症共済は認知症共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	84,061	1,388,389	41,407	1,354,121
年金開始後	—	801,884	—	761,054
合計	84,061	2,190,273	41,407	2,115,176

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	5,645,540	5,610	5,425,140	5,451
自動車共済		159,513		149,885
傷害共済	4,468,000	695	6,474,000	779
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	10,000	88	2,000	25
賠償責任共済		300		336
自賠責共済		16,396		16,348
合計		182,604		172,826

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	供給高	手数料	供給・供給高	手数料
肥料	105,712	11,915	121,503	15,904
農薬	84,918	10,198	80,769	9,926
飼料	3,447	148	3,027	189
その他畜産資材	1,081	151	1,079	164
種苗類	34,054	4,251	31,746	3,866
温床資材	6,338	737	6,611	733
その他生産資材	145,851	12,939	91,683	9,771
農業機械	142,697	24,266	95,326	16,529
自動車（除く二輪）	42,043	2,002	32,057	1,692
合計	566,146	66,610	463,804	58,778

※令和4年度の供給・取扱高は総額で表示しているため、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売品取扱実績

①受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	167,868	10,796	231,889	13,173
麦・豆・雑穀	9,082	3,186	10,508	3,063
野菜	219,755	5,566	213,425	6,564
果実	32,581	804	28,598	757
花き・花木	—	—	—	—
林産物（椎茸）	222	5	274	6
合計	429,508	20,357	484,694	23,563

※令和3年度の手数料には、「販売手数料（直売所）」8,275千円を含めていません。

②直売所販売品取扱実績

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
食品	—	—	38,397	6,557
生活資材	—	—	9,228	1,628
合計	—	—	47,625	8,185

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和3年度	令和4年度
収益	保管料	10,998	9,293
	その他の	—	—
	計	10,998	9,293
費用	保管労務費	2,186	2,164
	その他の費用	58	26
	計	2,245	7,103

4. 生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	供給高	粗収益 (手数料)	供給・取扱高	粗収益 (手数料)
米	239,539	28,186	185,063	24,476
食 品	107,573	20,572	124,402	21,486
生 活 資 材	15,164	1,835	13,645	1,788
耐 久 資 材	60,693	8,673	61,957	8,158
L P ガス	59,390	35,299	62,951	35,211
ガス器具	5,563	1,155	9,554	1,570
合 計	487,923	95,722	457,576	92,691

※令和4年度の供給・取扱高は総額で表示しているため損益計算書における金額とは一致しません。

(2) その他の事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和3年度	令和4年度
収益	利 用 事 業	258	360
	資 産 管 理 事 業	18,369	21,094
	白 蟻 駆 除 事 業	10,039	8,778
	観 光 事 業	197	2,504
	計	28,865	32,738
費用	利 用 事 業	83	80
	資 産 管 理 事 業	535	721
	白 蟻 駆 除 事 業	0	△0
	観 光 事 業	175	2,263
	計	794	3,064

5. 指導事業

(単位：千円)

項目		令和3年度	令和4年度
収入	指導補助金	313	339
	実費収入	2,774	2,795
	計	3,088	3,135
支出	営農改善費	583	581
	生活改善費	74	18
	組織強化費	12,650	12,805
	農政活動費	409	357
	教育情報費	4,169	4,163
	健康活動費	3,111	3,122
	計	20,998	21,048

6. 特別会計

(単位：千円)

項目		令和3年度	令和4年度
収益	農機具修理事業	53,463	48,642
	自動車修理事業	66,203	62,472
	ガソリンスタンド事業	79,914	83,783
	祭司事業	154,115	188,358
	計	353,696	383,256
費用	農機具修理事業	28,719	24,537
	自動車修理事業	29,916	25,038
	ガソリンスタンド事業	70,864	75,892
	祭司事業	104,124	127,264
	計	233,624	252,732

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.10	0.06	△0.04
資本経常利益率	1.75	1.03	△0.72
総資産当期純利益率	0.04	0.03	△0.01
資本当期純利益率	0.72	0.55	△0.17

(注) 1. 総資産経常利益率=経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率=経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率=当期剩余金(税引後)／総資産(債務保証見返りを除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率=当期剩余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 廉貸率・貯証率

(単位：%)

区分	令和3年度	令和4年度	増減
貯貸率	期末	6.48	7.93
	期中平均	5.75	7.25
貯証率	期末	6.15	6.67
	期中平均	6.21	6.70

(注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)=有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 職員一人当たり指標

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
信用事業	貯金残高	582
	貸出金残高	37
共済事業	長期共済保有高	1,554
経済事業	購買品取扱高	7
	販売品取扱高	3

(注) 計算根拠となった職員数：令和3年度143人・令和4年度133人

4. 一店舗当たり指標

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
貯金残高	20,837	20,901
貸出金残高	1,351	1,657
長期共済保有高	55,557	54,251
購買品取扱高	263	230

(注) 計算根拠となった店舗数：信用事業及び共済事業4(支店)・購買事業4(本店・各経済センター)

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円， %)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,799	3,846
うち、出資金及び資本準備金の額	2,295	2,304
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	1,536	1,575
うち、外部流出予定額（△）	15	15
うち、上記以外に該当するものの額	17	18
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2	0
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	284	186
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	4,085	4,033
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	15	15
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	15	15
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目にかかる15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (口)	15	15
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (口)) (ハ)	4,069	4,017
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	29,330	29,156
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,104	2,070
うち、他の金融機関等向けエクスポート	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,104	2,070
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,254	2,181
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーション・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	31,585	31,337
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	12.88%	12.82%

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円， %)

信用リスク・アセット		令和3年度			令和4年度		
		エクスポートジャーラの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポートジャーラの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	現金	518	-	-	482	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,238	-	-	6,337	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
	我が国的地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	71,788	14,357	574	69,806	13,961	558
	法人等向け	1	-	-	0	-	-
	中小企業等向け及び個人向け	181	55	2	161	56	2
	抵当権付住宅ローン	2,075	717	28	2,811	979	39
	不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
	三月以上延滞等	133	87	3	123	74	2
	取立未済手形	7	1	0	12	2	0
	信用保証協会等保証付	2,131	208	8	2,698	265	10
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
	共済約款貸付	0	-	-	-	-	-
	出資等	274	274	10	274	274	10
	(うち出資等のエクスポートジャーラ)	274	274	10	274	274	10
	(うち重要な出資のエクスポートジャーラ)	-	-	-	-	-	-
	上記以外	5,813	11,548	461	5,716	11,470	458
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートジャーラ)	-	-	-	-	-	-
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポートジャーラ)	3,847	9,619	384	3,847	9,619	384
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャーラ)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポートジャーラ)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポートジャーラ)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポートジャーラ)	1,965	1,929	77	1,868	1,850	74

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルーワ方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンデート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	2,104	84	-	2,070	82
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクspoージャー別計	88,164	29,355	1,174	88,426	29,156	1,166
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクspoージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	88,164	29,355	1,174	88,426	29,156	1,166
オペレーションナル・リスクに対する 所要自己資本の額	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
所要自己資本額計	<基礎的手法>		2,254	2,181		87
	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
	31,609		1,264	31,337		1,253

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクspoージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクspoージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクspoージャー、重要な出資のエクspoージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクspoージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクspoージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る) } \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクspoージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

		令和3年度				令和4年度					
		信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポートの残高	
国内	88,164	5,422	5,238	-	133	88,426	6,644	6,337	-	123	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別残高計	88,164	5,422	5,238	-	133	88,426	6,644	6,337	-	123	
法人	農業	54	54	-	-	54	52	52	-	-	52
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	72,343	547	-	-	70,366	547	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	日本国政府・地方公共団体	5,238	-	5,238	-	6,337	-	6,337	-	-	
	上記以外	3,576	1	-	-	3,577	2	-	-	-	
	個人	4,816	4,816	-	-	79	6,040	6,040	-	-	70
	その他	2,134	3	-	-	-	2,051	0	-	-	-
業種別残高計		88,164	5,422	5,238	-	133	88,426	6,644	6,337	-	123
期限	1年以下	71,912	124	-	-	69,858	49	2	-	-	
	1年超3年以下	214	212	2	-	120	120	-	-	-	
	3年超5年以下	175	175	-	-	160	160	-	-	-	
	5年超7年以下	196	196	-	-	176	176	-	-	-	
	7年超10年以下	130	130	-	-	131	131	-	-	-	
	10年超	9,487	4,251	5,236	-	12,041	5,706	6,334	-	-	
	期限の定めのないもの	6,047	332	-	-	5,936	297	-	-	-	
残存期間別残高計		88,164	5,422	5,238	-	88,426	6,644	6,337	-	-	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことを行います。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めてい
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和3年度				令和4年度				期末残高		
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額			
			目的使用	その他				目的使用			
一般貸倒引当金	0	2	-	0	2	2	0	-	2	0	
個別貸倒引当金	64	64	-	64	64	64	63	-	64	63	

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和3年度					令和4年度					期末残高	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中増 加額	期中減少額			
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	64	64	-	64	64	/	64	63	-	64	63	
国外	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/	
地域別計	64	64	-	64	64	/	64	63	-	64	63	
法人	農業	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	64	64	-	64	64	0	64	63	-	64	63	
業種別計	64	64	-	64	64	3	64	63	-	64	63	
											1	

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高	リスク・ウェイト 0%	—	5,979	5,979	—	6,980
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	2,080	2,080	—	2,654
	リスク・ウェイト 20%	—	71,796	71,796	—	69,819
	リスク・ウェイト 35%	—	2,049	2,049	—	2,799
	リスク・ウェイト 50%	—	111	111	—	109
	リスク・ウェイト 75%	—	74	74	—	75
	リスク・ウェイト 100%	—	4,308	4,308	—	4,195
	リスク・ウェイト 150%	—	22	22	—	14
	リスク・ウェイト 250%	—	3,847	3,847	—	3,847
	その他	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—	—	—
計		—	90,268	90,268	—	90,496
						90,496

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを参入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクspoージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクspoージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクspoージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクspoージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクspoージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

区分	令和3年度			令和4年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	8	—	—	1	—	—
合計	8	—	—	1	—	—

(注)

- 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものは貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポートのことです。
- 「証券化（証券化エクスポート）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化工クスボージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスボージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスボージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスボージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを ①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。資金運用課は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。資金運用課が行った取引についてはリスク対応課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスボージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	3,575	3,575	3,575	3,575
合 計	3,575	3,575	3,575	3,575

③出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

子会社・関連会社はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の監理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

・毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAの金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプル化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
　　固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - ・複数の通貨の集計方法およびその前提
　　通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
　　一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。
 - ・内部モデル使用等、△EVE および△NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
　　内部モデルは使用しておりません。
 - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
　　△EVE の前事業年度末からの変動要因は、有価証券（国債）の購入等によるものです。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
　　該当ありません。
- ◇ △EVE および△NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明
　　リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。
 - ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる △EVE および△NII と大きく異なる点
　　特段ありません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク		$\triangle EVE$		$\triangle NII$	
項目番号		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	507	550	33	22
2	下方パラレルシフト	△869	△288	9	—
3	ステイープ化	702	718		
4	フラット化	△532	△238		
5	短期金利上昇	△106	△90		
6	短期金利低下	175	△13		
7	最大値	702	718	33	22
		当期末		前期末	
8	自己資本の額		4,017		4,069

- 「 $\triangle EVE$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 「 $\triangle NII$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12か月を経過するまでの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- 「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- 「ステイープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

【役員等の報酬体系】

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支払総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	30,578	6,912

(注1) 対象役員は、理事16名、監事5名です。

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

①役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（組合員等から選出された委員5人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額等を算出し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けたのち、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和4年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 令和4年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

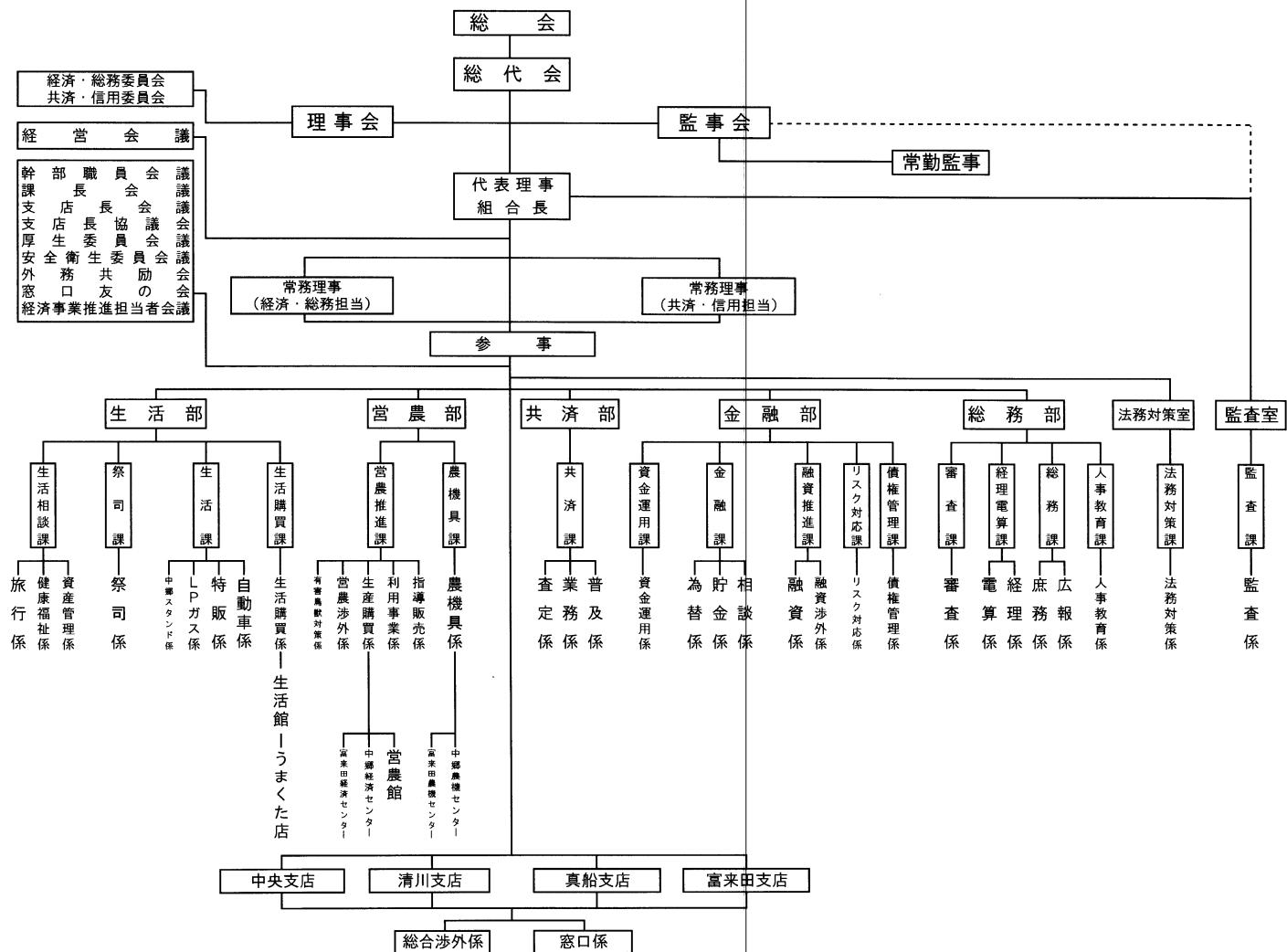
3. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

【JAの概況】

1. 機構図

本店：5部2室18課34係
支店：4支店2係



2. 役員構成（役員一覧）

(令和4年12月末現在)

役 哓	氏 名	役 哓	氏 名
代表理事組合長	石渡 肇	理 事	石井 和雄
常務理事	善場 稔	"	鈴木 正
"	石井 恵一	"	斎藤 高根
理事	荒井 克己	"	鹿嶋 恵子
"	安藤 生男	"	秋本 美恵子
"	鈴木 清	代表監事	原田 豊
"	山口 守弘	常勤監事(員外)	繩野 一夫
"	堀切 俊一	監 事	元木 栄
"	林 豊彦	"	地曳 広志
"	中山 正明	"	石井 和夫
"	竹内 方宏		

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和4年12月31日現在）

4. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
正組合員	4, 165	4, 069	△96
個人	4, 153	4, 056	△97
法人	12	13	1
准組合員	4, 459	4, 499	40
個人	4, 440	4, 480	40
法人	19	19	-
合 計	8, 624	8, 568	△56

5. 組合員組織の状況

組織名	代表者氏名	構成員数	担当部署
組織代表者会議		51	総務部
地区別運営委員会		30	
支部長会		158	
退職常勤役員会	飯塚 浩	40	
文芸クラブ	見渡信夫	8	
女性部	鹿嶋恵子	62	
健康管理推進委員会	石渡肇	29	生活部
貸家経営友の会	古泉多嘉夫	50	
建友会	土方克則	7	
圏央道真里谷工区対策協議会	佐久間丈夫	237	
農地・水・環境保全実施団体連絡協議会(20団体)	安藤一男	—	営農部
青壯年部	地曳公伯	12	
北長須賀出荷組合	山口一郎	14	
南長須賀出荷組合	山口完士	24	
木更津市椎茸生産組合	柴寄勲	5	
丸高出荷組合	岡本勇	47	
栗組合	鳴野知明	1	
木更津市矢那梨組合	岡崎英樹	6	
木更津水耕組合	中山正明	1	
木更津市園芸出荷組合	山田和也	39	
木更津市中郷梨組合	渡辺光雄	25	
富来田稻作部会	小嶋哲雄	188	
富来田梨栽培者組合	林正巳	5	
ブルーベリー部会	秋川弘	40	
富来田きゅうり部会	金子一夫	2	
八万台出荷組合	秋葉博幸	9	
花卉園芸組合	市川雅章	4	
木更津市酪農組合	小原敦	3	
稻作研究会	中村行雄	20	
矢那園芸研究会	市原正巳	12	
椿・菅生営農組合	磯貝清一	5	
牛袋リバーサイド農機組合	渡辺光雄	5	
農事組合法人上望陀	中川啓太	3	
下望陀営農組合	吉田敏雄	3	
下望陀SKK	渡辺英晃	5	
土器崎営農組合	安田一男	4	
年金友の会	三上恵督	4,380	金融部
青色申告会	渡辺光雄	68	
自転車軽自動車商協同組合木更津支部	高梨豊	9	共済部
自動車・自賠責共済代理店協議会	苅込光夫	11	

当JAの組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況（令和4年12月末現在）

該当はありません。

7. 地区一覧

木更津市一円が区域です。

8. 沿革・あゆみ

年 度	主 要 事 項
昭和38年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6農協の合併により、新木更津市農業協同組合創立 第1次合併参加農協 木更津市金田農業協同組合 木更津市中央農業協同組合 木更津市真船農業協同組合 木更津市岩根農業協同組合 木更津市清川農業協同組合 鎌足農業協同組合
昭和39年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回県下一斉皆貯金実施
昭和40年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貯金10億円達成
昭和41年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次合併、名称を木更津市農業協同組合と改める 2次合併農協 木更津市農業協同組合 波岡農業協同組合
昭和43年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本店事務所新築竣工
昭和44年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金田支店、鎌足支店新事務所竣工
昭和45年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩根支店、真船支店新事務所竣工
昭和46年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央支店清見台営業所を開設 ・ 貯金50億円、長期共済保有100億円達成大会開催
昭和47年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貯金業務オフライン稼動 ・ 創立10周年記念大会開催 ・ 中央支店清見台営業所独立して清見台支店となる
昭和48年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3次合併 第3次合併農協 中郷農業協同組合 ・ 総代制度発足、第1回総代選挙行われる ・ 貯金100億円、長期共済保有211億円達成
昭和49年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国為替取引開始
昭和50年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清川支店事務所移転
昭和51年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回農協まつり開催 テーマ「協同の実践で物と心の豊かさを」 葬祭事業開始
昭和52年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貯金業務第1次オンライン稼動、総合口座取扱開始 ・ 第七支店新事務所竣工、名称を波岡支店に改める
昭和53年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木更津市農協創立15周年記念式典開催
昭和54年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貯金200億円達成
昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中郷農機センター完成
昭和56年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農協期日指定定期貯金取扱開始
昭和57年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期共済保有1000億円達成
昭和58年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太田支店開設 ・ 貯金300億円達成 ・ 木更津市農協創立20周年記念式典開催 ・ 農協カードローン取扱開始、協同カード取扱開始

年 度	主 要	事 項
昭和 59 年	・信用業務第2次オンラインスタート ・共済戸当たり保有3000万円達成	全国農協貯金ネットサービス開始
昭和 60 年	・共済部新設	・市場金利連動型貯金取扱開始
昭和 61 年	・真船支店新店舗オープン	・購買オンラインスタート
昭和 62 年	・岩根支店改装 ・貯金400億円達成	
昭和 63 年	・木更津市農協創立25周年記念式典開催 ・新共同購入運動スタート ・第4次合併で市内1農協が実現 4次合併農協 木更津市富来田農業協同組合	
平成 元 年	・貯金600億円達成 ・不動産センター開設	
平成 2 年	・貯金800億円達成	
平成 3 年	・国内旅行業開始、「農協観光きさらづ」オープン ・サンデーバンキングスタート ・スーパー定期取扱開始 ・貯金900億円達成 ・長期共済保有高3000億円達成	
平成 4 年	・農協の愛称「JA」としてスタート ・外貨両替業務スタート	・予保冷庫竣工
平成 5 年	・JA木更津市創立30周年記念式典開催	
平成 6 年	・清川支店事務所移転 ・信用業務第3次オンラインスタート	
平成 7 年	・金田支店事務所移転 ・富来田農機センター増築	
平成 8 年	・中央、中郷、富来田経済センター業務開始	
平成 9 年	・ATMの稼働時間延長、土・日営業開始	
平成 10 年	・JA木更津市創立35周年記念事業実施	
平成 11 年	・中郷農機センター移転	
平成 12 年	・年末即売会実施	
平成 13 年	・JA木更津市福祉会館オープン ・木更津市役所内ATMオープン	
平成 14 年	・営農館、生活館オープン	

年 度	主 要 事 項
平成 15 年	・「花ほたる」オープン
平成 16 年	・土曜営業開始
平成 17 年	・店舗再構築の実施 鎌足支店を太田支店・波岡支店を真船支店・清見台支店を中央支店 中郷支店を清川支店・下郡支店を富来田支店に統合
平成 18 年	・ふれあい営農相談員制度スタート
平成 19 年	・「花ほたる」閉園
平成 20 年	・市内小中学校給食への木更津産米の供給開始
平成 21 年	・医療講演会を開催（5月・7月）
平成 22 年	・水稻耐暑性品種「にこまる」の試験栽培
平成 23 年	・みどりのカーテン作戦運動の展開
平成 24 年	・ＴＰＰ交渉参加反対に関する要請書を市に提出 4団体連名 JA木更津市・木更津市農業委員会 ぼうそう農業共済組合・うちぼうミルク農業協同組合
平成 25 年	・中郷スタンド改修により、リニューアル
平成 26 年	・三井アウトレットパーク木更津内 果汁工房への果樹類の供給開始
平成 27 年	・平成31年度「第21回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」木更津市での開催を木更津市と連名で招致、承諾される
平成 28 年	・消費者向け「オピニオン紙」発刊
平成 29 年	・超早期米ゴールドプレミアム・ダイヤモンド米物語の試験栽培 ・有害鳥獣忌避装置スーパーモンスターウルフの試験設置 ・巡回食料品販売車「訪問生活館」による販売開始
平成 30 年	・「第21回米・食味分析鑑定コンクール国際大会 in 木更津」に向けた イベント「木更津産米」食味分析コンクール開催
令 和 元 年	・「第21回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」開催
令 和 2 年	・木更津産ブルーベリーを使用し、なごみの米屋が製造した「ブルーベリー一羊羹」販売 ・店外ATM（駅前・鎌足・中郷・下郡）の営業終了
令 和 3 年	・店舗再構築の実施 岩根支店・金田支店を中央支店 太田支店を清川支店及び真船支店に統合
令 和 4 年	・JA木更津市農業無料職業紹介所を開設

9. 店舗等のご案内

令和4年12月末現在

店舗名	住所	電話番号	ATM設置台数
本店	〒292-0054 木更津市長須賀 382	0438 - 23 - 0501	
中央支店	〒292-0054 木更津市長須賀 382	0438 - 23 - 8731	2台
清川支店	〒292-0035 木更津市中尾 1919 - 2	0438 - 98 - 0221	2台
真船支店	〒292-0803 木更津市幸町 2 - 1 - 1	0438 - 36 - 1212	2台
富来田支店	〒292-0201 木更津市真里谷 108	0438 - 53 - 5311	1台
営農館	〒292-0054 木更津市長須賀 382	0438 - 23 - 6681	—
生活館	〒292-0054 木更津市長須賀 382	0438 - 25 - 8711	—
中郷経済センター	〒292-0026 木更津市井尻 503	0438 - 98 - 6681	—
富来田経済センター	〒292-0201 木更津市真里谷 108	0438 - 53 - 5313	—
中郷農機センター	〒292-0026 木更津市井尻 525-1	0438 - 98 - 0279	—
富来田農機センター	〒292-0213 木更津市下内橋 100-1	0438 - 53 - 3311	—
中郷給油所	〒292-0026 木更津市井尻 524	0438 - 98 - 7453	—

○法定開示項目掲載ページ一覧

□ 事業の概況（令和4年度）	2
□ 地域貢献情報	4
□ リスク管理の状況	8
□ 自己資本の状況	12
□ 主な事業の内容	13
□ 貸借対照表	18
□ 損益計算書	19
□ 注記表	21
□ 剰余金処分計算書	40
□ 最近の5事業年度の主要な経営指標	45
□ 利益総括表	45
□ 資金運用収支の内訳	46
□ 受取・支払利息の増減額	46
□ 貯金に関する指標	47
□ 科目別貯金平均残高	47
□ 定期貯金残高	47
□ 貸出金等に関する指標	47
□ 科目別貸出金平均残高	47
□ 貸出金の金利条件別内訳残高	48
□ 貸出金の担保別内訳残高	48
□ 債務保証見返額の担保別内訳残高	48
□ 貸出金の使途別内訳残高	48
□ 貸出金の業種別残高	49
□ 主要な農業関係の貸出金残高	49
□ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	51
□ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権状況	51
□ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	52
□ 貸出金償却の額	52
□ 内国為替取扱実績	52
□ 有価証券に関する指標	53
□ 種類別有価証券平均残高	53
□ 商品有価証券種類別平均残高	53
□ 有価証券残存期間別残高	53
□ 有価証券等の時価情報等	54
□ 有価証券の時価情報	54
□ 金銭の信託の時価情報	55
□ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	56
□ 利益率	62
□ 貯貸率・貯証率	62
□ 自己資本の充実の状況	63
□ 自己資本の構成に関する事項	65
□ 自己資本の充実度に関する事項	65
□ 信用リスクに関する事項	67
□ 信用リスク削減手法に関する事項	71
□ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	73
□ 証券化エクスポージャーに関する事項	73
□ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	73
□ 金利リスクに関する事項	75
□ 機構図	80
□ 役員構成（役員一覧）	81
□ 特定信用事業代理業者の状況	82
□ 店舗等のご案内	86